

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 3 日

関東経済産業局長      佐   合   達   矢      殿

柏市長      太   田   和   美

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の  
同意を得たいので協議します。

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

###### ア 人口構造

令和6年3月31日現在の本市の住民基本台帳人口は、435,633人であり、男性215,103人、女性220,530人である。

その内訳は、年少人口54,349人(12.48%)、生産年齢人口267,880人(61.49%)、老年人口113,404人(26.03%)である。

(人口：人，割合：%)

|          | 年少人口   | 割合    | 生産年齢人口  | 割合    | 老年人口    | 割合    | 合計      |
|----------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| R06.3.31 | 54,349 | 12.48 | 267,880 | 61.49 | 113,404 | 26.03 | 435,633 |
| H30.3.31 | 54,580 | 13.08 | 256,492 | 61.48 | 106,146 | 25.44 | 417,218 |
| H15.3.31 | 45,085 | 13.74 | 236,435 | 72.08 | 46,508  | 14.18 | 328,028 |
| H01.3.31 | 60,974 | 26.60 | 215,416 | 72.78 | 19,584  | 6.62  | 295,974 |

以上のデータから総人口の増加する背景には老年人口が増加する一方で、今後は年少人口及び生産年齢人口が減少していくことが予測され、市税収入の減少等が懸念される。

###### イ 産業構造及び中小企業者の実態等

本市においては、卸売業・小売業に次いで製造業が市内全産業売上高のうち15.8%(281,920百万円)を占めており、基幹産業の一つである。  
(出典：経済センサス活動調査(令和3年度))

本市の製造業においては、食料品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業が全製造品出荷額のうち56.5%、全事業所数のうち58.5%、全従業員数のうち59.9%を占めている。(出典：2023年経済構造実態調査)

本市の生産・販売額(付加価値額)は微増傾向であるが、一人当たりの平均生産性は786.3万円/人と、全国平均(935.2万円/人)よりも低くなっている。また、市内事業者を取り巻く環境として、エネルギーや物価高騰、都市部における高い家賃や人件費の高騰などにより事業コストが上がっており、生産性の低下が危惧される。そのため、持続的な事業展開に向けて、商品・製品・サービスの付加価値を高め、生産効率を高めて稼ぐ力を高めることが重要である。(出典：地域経済循環分析ツール(環境省))

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、千葉県の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が柏市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

広く市内事業者の労働生産性を向上を後押しする観点から、市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

広く市内事業者の労働生産性を向上を後押しする観点から、すべての業種を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次に掲げる事業及び該当者は先端設備等導入基本計画の認定対象としない。

- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容等）
- ・ 人員削減を目的とした事業
- ・ 宗教活動及び政治活動を目的とする事業
- ・ 市税を滞納している者
- ・ 法人等（個人又は法人）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ・ その他、認定が不適切と市長が認めるとき